

介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）過誤申立依頼書

帯 広 市 長 様

年 月 日

事業所番号	
事業所名及び 所在地・連絡先	

以下のとおり、国保連合会への過誤申立を依頼します。

被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	申立事由コード		申立理由
			様式番号	理由番号	
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			
0 0 0		年 月			

過誤申立する内容が記載されている介護給付費明細書（朱書き等で訂正箇所が確認できるもの）を添付してください。

※ 「様式番号」・「理由番号」については裏面を参照の上、記入してください。

※ 通常過誤については、毎月10日（祝祭日の場合は、前開庁日）に国保連合会に伝送しておりますので、前日までに本依頼書と添付書類をご提出ください

過誤申立事由コード

様式番号		
10	様式第二	11：訪問介護 12：訪問介護 13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 17：福祉用具貸与 31：居宅療養管理指導 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用） 71：夜間対応型訪問介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 77：複合型サービス（短期利用以外） 78：地域密着型通所介護 79：複合型サービス（短期利用）
	様式第二の三	A2：訪問介護サービス・てだすけサービス A6：通所介護サービス A7：ふれあいサービス
11	様式第二の二	34：予防居宅療養管理指導 61：予防訪問入浴 63：予防訪問看護 64：予防訪問リハビリテーション 66：予防通所リハビリテーション 67：予防福祉用具貸与 69：予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） 74：予防認知症対応型通所過誤 75：予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）
21	様式第三	21：短期入所生活介護
24	様式第三の二	24：短期入所生活介護
22	様式第四	22：介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	様式第四の二	25：介護老人保健施設における予防短期入所療養介護
2A	様式第四の三	2A：介護医療院における短期入所療養介護
2B	様式第四の四	2B：介護医療院における短期入所療養介護
23	様式第五	23：病院・診療所における短期入所療養介護
26	様式第五の二	26：病院・診療所における予防短期入所療養介護
30	様式第六	32：認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
31	様式第六の二	37：予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	様式第六の三	33：特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）
33	様式第六の四	35：予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	38：認知症対応型共同生活介護（短期利用）
35	様式第六の五	39：予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
40	様式第七	43：居宅介護支援
41	様式第七の二	43：介護予防支援
20	様式第七の三	A F：介護予防ケアマネジメント
50	様式第八	51：介護老人福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
60	様式第九	52：介護老人保健施設サービス
61	様式第九の二	55：介護医療院サービス
70	様式第十	53：介護療養型施設サービス

理由番号	
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整（台帳過誤）
02	請求誤りによる実績取下げ ◎基本的に使うのはこのコードです。
09	時効による保険者申立の取下げ
11	台帳誤り修正による事業者申立の過誤調整（台帳過誤）
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整（台帳過誤）
29	時効による公費負担者申立の取下げ
42	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化（ケアプラン）による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ
52	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ
53	適正化（ケアプラン）による公費負担者申立の過誤取下げ
54	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ
55	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ
56	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
57	適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ
62	不正請求による実績取下げ
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績取下げ

※過誤申立は「介護給付費明細書」単位で取下げします。
内容の一部だけ（加算だけ等）を取り下げることができません。

※過誤申立の件数が多く、返還が多額になる場合は一度ご相談ください。

※給付管理票に関しては各事業所での対応となります。
（自己プランを除く）